明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（三一四）　二
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（三一五）　二

〔告　示〕

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第六項の規定に基づき対象施設の敷地等の指定を解除する件（**総務**三〇一）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一九三）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**二五五）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**二〇五四～二〇五八）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**二〇五九）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇六〇～二〇六四）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**四）　六
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場の認定を失効した件（**国土交通**一三一九）　六
○海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了した件（**同**一三二〇）　六
○小型船造船業法施行規則第二十六条の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があった件（**同**一三二一）　七
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**二一九～二二三）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**二二四）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二二五）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二二六）　九
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（**同**二二七）　九

〔人事異動〕

内閣　特許庁　最高裁判所　一〇

〔官庁報告〕

通　運　一〇
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　一〇
労　働　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項　二九
官庁　二九
財団、製造たばこ小売定価関係
裁判所　二九
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体　三〇
教育職員免許状失効関係
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（国土交通省）

1　居住誘導区域を定めない区域として、地すべり防止区域等を追加することとした。（第三〇条関係）

2　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三一五号）（厚生労働省）

1　東京都港区を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。